

関係者各位

熊毛地区消防組合
消防長 遠藤 豊



令和 3 年度 甲種防火管理新規講習会の開催について(通知)

新緑の候、貴職におかれましては、ますます御繁栄のことと心からお喜び申し上げます。

また、平素から当消防組合の予防行政に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記 1 の防火対象物に該当する場合は、消防法第 8 条の規定により防火管理者を選任し、その旨を消防署に届け出るよう義務付けられています。

つきましては、下記 2 から 6 のとおり、甲種防火管理新規講習会を開催しますので、関係者の受講をお願いいたします。

なお、今年度におきましても下記 6 (4) の受け付け開始以降に鹿児島県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大や熊毛郡内での発生状況によっては講習会の延期又は中止となる可能性がありますので、連絡先を必ずご記入していただきますようお願いいたします。

記

1 防火管理者を選任しなければならない防火対象物

(1) 収容人員 30 人以上の特定防火対象物

(百貨店、旅館、病院等の不特定多数の者が出入する対象物)

(2) 収容人員 50 人以上の特定防火対象物以外の防火対象物

(学校、工場、作業場、その他の事業所の対象物)

(3) 収容人員 10 人以上で、火災時に自力で避難することが困難な者を入所させる防火対象物

(老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、知的障害児施設等)

※ 収容人員は、一の建物内に多数の事業所が入っている場合、その合計の収容人員のことをいいます。

2 講習日時

第 1 回 (種子島会場)

令和 3 年 8 月 21 日 (土) ~ 8 月 22 日 (日) 2 日間

【8 月 21 日 (土)】午前 10 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分 (受付: 9 時 30 分 ~)

【8 月 22 日 (日)】午前 10 時 00 分 ~ 午後 3 時 00 分 (受付: 9 時 30 分 ~)

第 2 回 (屋久島会場)

令和 3 年 8 月 28 日 (土) ~ 8 月 29 日 (日) 2 日間

【8月28日（土）】午前10時00分～午後5時00分（受付：9時30分～）

【8月29日（日）】午前10時00分～午後3時00分（受付：9時30分～）

※ 資格取得のための講習会ですので、代理者の受講は認めません。また、遅刻・早退も認めませんのでご注意ください。

3 講習会場

- (1) 種子島会場 「南種子町中央公民館」
熊毛郡南種子町中之上 2402 番地 2 (TEL0997-26-0663)
- (2) 屋久島会場 「屋久島町総合センター」
熊毛郡屋久島町安房 187 番地 1 (TEL0997-43-5900)

4 講習内容

- (1) 防火管理の意義と制度
- (2) 火気管理
- (3) 施設及び設備の維持管理
- (4) 防火管理に係る訓練及び教育
- (5) 防火管理に係る消防計画

※ 講習時間は2日間で概ね10時間となります。

※ 各講習時間については内容により変更になる場合があります。

※ 再講習ではありませんので、既に資格を取得している方は受講の必要はありません。

5 受講料

4,600円（教材費含む）

※ 受講料は講習会当日に持参してください。（お釣りの無いようにご準備ください。）

6 受講手続き

- (1) 受講申込みについて

受講申込書は、消防本部（西之表消防署）及び各分遣所に準備してあります。

また、ホームページ（<http://kumage-119.jp/>）からのダウンロードも可能です。

- (2) 提出書類

受講希望者は、「甲種防火管理新規講習受講申込書」を1部提出してください。受講申込書は同一様式であれば複写でも結構です。

※ 写真1枚（縦3.0cm 横2.4cm）裏面に氏名を記入のうえ、添付してください。

- (3) 提出先及び問い合わせ先

お近くの消防署または分遣所に提出または郵送してください。

郵送の場合は、封筒の表に「甲種防火管理新規講習 受講申込書在中」と朱書きし、返信用封筒（切手を貼りあて名を明記したもの）を必ず同封してください。

西之表消防署	〒891-3116 西之表市鴨女町 248 番地 TEL (0997) 23-0119・22-0119
中種子分遣所	〒891-3604 熊毛郡中種子町野間 4310 番地 TEL (0997) 27-0119・27-1039
南種子分遣所	〒891-3701 熊毛郡南種子町中之上 2456 番地 1 TEL (0997) 26-1060・26-1061
屋久島北分遣所	〒891-4205 熊毛郡屋久島町宮之浦 1593 番地 3 TEL (0997) 42-0119・42-1558
屋久島南分遣所	〒891-4404 熊毛郡屋久島町尾之間 156 番地 TEL (0997) 47-2125・47-2733

(4) 受付期間

令和3年7月1日(木)～令和3年8月6日(金)まで

※ 定員(種子島会場：35名，屋久島会場：25名)になり次第受付を終了します。

なお、受付期間前に提出された場合については、定員の関係から公平を期すために受付は行わずお返しすることとなります。郵送の場合についても、必ず受付期間中に配達されるよう投函頂きますようご理解のほどよろしく願いいたします。

(5) その他

ア 教材(テキスト)については、当日会場で配布します。

イ 昼食については、各自で準備してください。

ウ 台風等、天候不良の場合は、日程を延期させていただきます。

エ 受講の際は新型コロナウイルス感染症対策のため、必ずマスク着用をお願いします。

各自で準備して頂くこととし、会場ではマスクの準備は致しません。

オ 県内及び熊毛郡内における新型コロナウイルス感染症の発生状況により延期又は中止の判断となった場合は、申込書に記載された連絡先へその旨の連絡を致しますので、受講予定者に直接連絡の取れる連絡先を記載してください。

※ 内容等が不明な場合は、お近くの消防署または分遣所にお問い合わせください。